

## ○本庄市地域福祉検討会議設置規程

平成29年8月23日

訓令第10号

改正 平成30年3月30日訓令第9号

平成31年3月29日訓令第9号

令和元年9月30日訓令第4号

令和2年3月31日訓令第13号

(設置)

第1条 本庄市地域福祉審議会において審議する事項その他地域福祉の推進に関して必要な事項について、協議及び検討を行うため、本庄市地域福祉検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本庄市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び改善策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長を、副委員長は福祉部地域福祉課長を充てる。
- 3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 検討会議は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討会議は、第2条に掲げる事項の具体的な検討のため必要があるときはワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループは、第3条の委員又は委員が所属する部署の構成員から、委員長が選任する者により構成する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日訓令第4号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第13号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画財政部企画課長	企画財政部財政課長	市民生活部市民活動推進課長	市民生活部危機管理課長	福祉部地域福祉課長	福祉部生活自立支援課長	福祉部障害福祉課長	福祉部介護保険課長	保健部健康推進課長	保健部子育て支援課長	保健部保育課長	都市整備部道路管理課長	都市整備部道路整備課長	都市整備部都市計画課長	都市整備部営繕住宅課長	教育委員会学校教育課長	教育委員会生涯学習課長
-----------	-----------	---------------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------	------------	---------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

## 本庄市地域福祉審議会体系図

